

市役所からのお知らせ

認可地縁団体制度の
見直しについて

問 総務課行政係

☎ 内線328

地方自治法の一部改正により認可地縁団体制度が次のとおり見直されます。

【表決権の行使の電子化】

総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができます。

○9月1日施行

【認可の要件の見直し】

不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可が可能になります。

○11月26日施行

※詳細については、市ホームページをご覧ください。

はかりの検査を行います

- 問 地域経済活性課 ☎ 内線 260
 福島支所地域振興課 ☎ 47-3111 内線 45 鷹島支所地域振興課 ☎ 48-3111 内線 26
 長崎県計量検定所 ☎ 095-844-9892 長崎県計量協会 ☎ 095-841-9491

はかりを取引や証明に使用している人は、次の日程で検査を受けてください。
 (長崎県計量関係手数料条例により、はかりの種類によって手数料が異なります。)

対象地区	検査日	検査時間	会場
今福	9月14日(火)	午後1時30分～3時	東部交流センター
飛島	9月15日(水)	午前10時30分～11時	飛島公民館
青島		午後1時～2時	青島住民センター
阿翁	9月16日(木)	午前11時～11時30分	新松浦漁協鷹島支所 阿翁浦荷さばき所
鷹島		午後1時～2時30分	鷹島支所
鍋串	9月17日(金)	午前10時30分～11時30分	鍋串公民館
塩浜		午後1時～2時30分	伊万里釜会館
御厨・星鹿	9月28日(火)	午後1時30分～3時30分	御厨公民館
調川・志佐・上志佐	9月29日(水)	午前9時30分～正午 午後1時～3時	勤労青少年ホーム
松浦市全域	9月30日(木)	午前9時30分～11時	

【検査の対象となるはかり】

- ①農畜産用(肉乳品・精米など)
- ②水産用
- ③調味料用(みそ・醤油など)
- ④米穀店・精肉店・鮮魚店・青果店のはかり
- ⑤スーパー・雑貨店(金物店・燃料店など)のはかり
- ⑥嗜好品店(お茶・コーヒーなど)のはかり
- ⑦みやげ品店のはかり
- ⑧病院・薬局・保健所などのはかり
- ⑨協同組合など(農協・漁協)のはかり
- ⑩宅配・運送業のはかり
- ⑪保育所・幼稚園・学校の体重測定用のはかり
- ⑫その他取引・証明の目的に使用されているはかり

【検査対象外のはかり】

- ・家庭で使用しているはかり
- ・民間計量士で検査を受けたはかり

消費生活センターだより

問 松浦市消費生活センター ☎内線 180

「ワンクリック請求」慌てて支払わないで!!

【事例】

昨日、スマホで「無料」と表示されていた動画サイトで、「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、突然、有料会員登録になってしまった。驚いて「退会の手続き」の画面があったので、表示された電話番号に電話をかけた。すると「有料会員で登録をしているので45万円支払ってほしい。支払いがなければ、民事訴訟する」と請求された。どうすればいいか。

(40代、男性)

【一言アドバイス】

- ワンクリック請求とは、無料と思って再生画面や年齢確認をクリックした利用者に対し、サイト運営者が利用者の意思に反して「会員登録」を行い、料金を請求するなどの手口で、インターネットを悪用した不当な料金請求の一種です。
- トラブル防止のポイントは次のとおりです。
 - ①「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。
 - ②「退会・解約はこちら」「誤操作の方はこちら」などの案内があっても、決して連絡をしてはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報を出されたりする危険があります。
 - ③事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。
 - ④ネットで検索した「トラブル解決」などをうたう窓口に相談したら、相手は探偵業者で、調査費用を請求された上に解決できないといった2次被害の事例もあります。まずは消費生活センターへ相談しましょう。

おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターでは、市民相談も受け付けております。

一住宅用火災警報器の定期的な点検を！一

消防だより



問 消防本部消防課予防係

☎ 0956-72-1211

住宅防火防災対策について

消防本部は、住宅火災による死傷者の低減を図るため、逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器の設置および維持管理を呼びかけています。今後は、火災を未然に防ぐため警報器の設置や管理の徹底に加えて、高齢者に配慮した環境づくりも重要な要素となってきます。

家の中で使うカーテンや寝具には、小さな火だねに接しても着火しにくく、燃え広がりにくい防災品があります。火災が発生しても火災拡大を防止するため、有効な防災品の使用および住宅用消火器等の設置について、各家庭で話し合ってみてはいかがでしょうか。

- ▶消防法に基づき、使用が義務付けられている製品に貼られる防災ラベル（上）と、防災性能がある製品を示す防災製品ラベル（下）

